

埼玉県生活環境保全条例に基づく 特定化学物質の追加案について（概要）

1 趣 旨

利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出された事案を受けて設置された厚生労働省の検討会において、塩素処理によりホルムアルデヒドを高効率で生成しやすい化学物質として、ヘキサメチレンテトラミンなど 8 物質が提示された。

このうち事業所における取扱状況を把握するための法令上の根拠がない 5 物質を埼玉県生活環境保全条例第 7 1 条第 1 号の規則で定める化学物質に追加するものである。

2 追加予定物質

- ・ジメチルアミノエタノール（CAS No.108-01-0）
- ・N,N-ジメチルエチルアミン（CAS No.598-56-1）
- ・1,1-ジメチルグアニジン（CAS No.6145-42-2）
- ・テトラメチルエチレンジアミン（CAS No.110-18-9）
- ・トリメチルアミン（CAS No.75-50-3）

3 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|--|
| 平成 25 年 1 1 月 | 県民コメントの実施（1 か月） |
| 1 2 月 | 改正施行規則の公示（県報掲載） |
| 平成 26 年 4 月 | 改正施行規則の一部施行
取扱事業者において、取扱量の把握を開始 |
| 平成 27 年 4 月 | 取扱量報告書〔前年把握分〕の提出（6 月 30 日まで）
適正管理手順書及び環境負荷低減主任者選任届出書の提出
（9 月 30 日まで） |